

鈴鹿市選挙管理委員会告示第44号

令和7年9月7日執行の三重県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて適用する同法第39条の規定による期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて適用する第41条第1項の規定により告示する。

令和7年8月29日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 前 田 和 己

期日前投票所

- 1 (1) 施設の名称 鈴鹿市役所本館1階 特設会場
(2) 所在地 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
(3) 設置期間 令和7年8月30日から令和7年9月6日まで

- 2 (1) 施設の名称 白子地区市民センター2階 会議室
(2) 所在地 鈴鹿市白子駅前34番1号
(3) 設置期間 令和7年8月30日から令和7年9月6日まで

- 3 (1) 施設の名称 イオンモール鈴鹿2階 イオンホール会場
(2) 所在地 鈴鹿市庄野羽山四丁目1番2号
(3) 設置期間 令和7年8月30日から令和7年9月1日まで

- 4 (1) 施設の名称 鈴鹿ハンターショッピングセンター
1階サブコート隣特設会場
(2) 所在地 鈴鹿市算所二丁目5番1号
(3) 設置期間 令和7年8月30日から令和7年9月6日まで

- 5 (1) 施設の名称 鈴峰公民館 ホール会場
(2) 所在地 鈴鹿市伊船町1009番地5
(3) 設置期間 令和7年9月4日から令和7年9月6日まで